

2020年4月1日

介護職員等特定処遇改善加算について

令和元年10月の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること。
- ・ 職場環境等要件の「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の項目区分で、それぞれ1以上の取組を行っていること。
- ・ 取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

社会福祉法人大恵会は、介護職員等特定処遇改善加算を取得しています。

・ 特別養護老人ホーム今市ホーム	処遇改善加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
・ 短期入所生活介護今市ホーム	処遇改善加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
・ 在宅介護支援センターおちあい訪問介護	処遇改善加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
・ 在宅介護支援センターおちあい通所介護	処遇改善加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
・ 特別養護老人ホームひかりの里	処遇改善加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
・ 短期入所生活介護ひかりの里	処遇改善加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
・ 通所介護ひかりの里	処遇改善加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
・ 認知症グループホームひかりの里	処遇改善加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
・ 認知症グループホームひなた	処遇改善加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
・ 養護老人ホーム晃明荘（特定施設）	処遇改善加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
・ 認知症グループホームみょうじん	処遇改善加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
・ 小規模多機能ホームみょうじん	処遇改善加算Ⅰ	特定加算Ⅱ

□ 特定処遇改善加算配分

- a : 介護福祉士で10年以上経験・技能のある介護職員
- b : その他の介護職員（a以外の介護職員）
- c : その他の職種

3グループに分類し特定処遇改善として、年に一度一時金として支給しています。

□ 賃金以外の具体的取り組みに関する事項

○ 資質の向上

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員研修に対するマネジメント研修の受講支援

○労働環境・処遇改善

- ・ ICT 活用による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・勤務シフトの管理の事務負担軽減等による業務省力化
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任所在の明確化
- ・ 健康診断・こころの健康管理等健康管理面の強化、職員休憩室の整備

○その他

- ・ 中途採用者に特化した人事制度の確立
- ・ 非正規職員から正規職員への転換